

武蔵野市子どもの医療費助成制度の拡大

令和3年4月診療分～

高校生等(15歳から18歳まで)の 医療費助成が始まります

武蔵野市は、すべての子どもと子育て家庭を支援するため、市独自に高校生等の医療費助成を順次拡大します。所得による制限はありません。

対象の
子ども

高校生相当年齢(15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子ども)で市内に住民登録があり、国内の健康保険に加入しているかた

助成
内容

令和3年4月1日以降の健康保険が適用される医療費の自己負担分(令和3年度は入院のみ)

高校生等医療費助成の内容は順次拡大します

実施時期	医療証交付	
	令和3年度	令和4年度
入院	令和3年4月診療分～ 償還払い(注)のみ開始	令和4年4月診療分～
通院等		令和4年4月診療分～

(注) 償還払い…窓口で支払った自己負担分を、後日市に払い戻し申請する助成方法

※詳細は武蔵野市HP等をご覧ください。WEBでの検索例:

武蔵野市 高校生 医療費助成

検索

申請先・お問い合わせ先

武蔵野市役所 子ども子育て支援課手当医療係 電話: 0422(60)1963(直通)

令和3年度の高校生等医療費助成について

助成対象

- ・令和3年4月1日以降の入院医療費の自己負担分
- ※ひとり親医療費助成や難病医療費等助成制度等、他の助成制度が適用される場合は、適用後の自己負担分を助成します。

対象外

- ・学校管理下での負傷・疾病
(日本スポーツ振興センター災害共済給付等が受けられる場合)
- ・健康保険の適用されない診療
- ・入院時の食事療養費
- ・高額療養費該当部分 など

所得制限

- ・所得制限はありません。

対象の子ども

- ・高校生相当年齢(15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子ども)で市内に住民登録があり、国内の健康保険に加入しているかた

対象外

- ・生活保護法による保護を受けている子ども
- ・児童福祉施設等に入所している子ども
- ・児童福祉法に規定する里親に委託されている子ども

申請者

- ・対象の子どもを養育している主たる生計維持者
- ※父母ともに所得がある場合は、子どもの生計を維持する程度が恒常的に高い方が申請者となります。

助成方法

- ・入院医療費の窓口支払(自己負担)分を払い戻しで助成します。
- ※医療証発行までは全て償還払い対応になり、市役所窓口へ払い戻し申請が必要です。

払い戻し申請の方法

払い戻しは市役所窓口での申請が必要です

必要書類など

- 子どもの健康保険証
- 医療機関の領収書
- 申請者名義の振込先口座がわかるもの
- 高額療養費支給決定通知書(高額療養費該当の場合/コピー不可)

※その他書類が必要になる場合があります。

申請先

武蔵野市役所南棟3階 子ども家庭部子ども子育て支援課手当医療係